

## 平成27年度 市民総合スポーツ大会実行委員会事業計画

平成27年度第29回市民総合スポーツ大会は、「市民総合スポーツ大会開催基準要項」に基づき大会役員・実行委員会委員を委嘱し、みんなのスポーツ（SPORT FOR ALL）を実現するため、レベルの高い競技者から楽しみとしてスポーツを実施している市民を対象として、各種の競技大会及び総合開会式を実施する。

### 1 目的

市民のスポーツへの関心と参加意識を高め、市民スポーツの普及・振興を促進するとともに、市民の健康増進と体力の向上を図り、活力に満ちた明るく豊かな市民生活の形成に寄与する事を目的として開催する。

### 2 主催

福岡市 福岡市教育委員会（公財）福岡市スポーツ協会  
NPO法人福岡市レクリエーション協会 福岡市スポーツ推進委員協議会  
福岡市障がい者スポーツ協会 各区体育振興会

### 3 実行委員会等諸会議

- (1) 平成27年 5月18日 市民総合スポーツ大会実行委員会開催
- (2) 平成27年 6月下旬 区担当者会議開催
- (3) 平成27年 7月上旬 市民総合スポーツ大会実行委員会幹事会開催
- (4) 平成27年 7月17日 第1回主管団体事務担当者会議開催
- (5) 平成27年 9月 4日 第2回主管団体事務担当者会議開催
- (6) 平成27年10月 5日 市民総合スポーツ大会運営委員会議

### 4 実施方法

従来から競技団体毎に実施されている市民体育・スポーツ大会を集約して実施するとともに、一般市民も参加できるスポーツ競技・レクリエーション種目および障がい者スポーツ競技を加え「市民総合スポーツ大会」として開催する。

また、10月12日の体育の日には福岡市におけるスポーツの祭典として市民総合スポーツ大会の総合開会式を開催する。

5 大会実施時期及び開催種目数

○総合開会式	－ 平成27年10月12日 (月・祝)	13,000人
○スポーツ競技大会	58種目	28,000人
○区対抗交流競技大会	5種目	13,000人
○少年スポーツ交流大会	26種目	16,000人
○障がい者スポーツ大会	12種目	4,000人
○レクリエーション大会他	9種目	4,000人

合 計 110 種目 (約 78,000 人)

6 総合開会式

日時 平成27年10月12日 (月・祝) 午前9時30分～午前12時00分

会場 平和台陸上競技場

内容 第1部

- (1) 開式通告
- (2) 選手団入場
- (3) 開会宣言
- (4) 国旗・市旗・大会旗掲揚
- (5) 大会会長(福岡市長)挨拶
- (6) (公財)福岡市スポーツ協会会長挨拶
- (7) 祝辞(福岡市議会議長)
- (8) 選手宣誓
- (9) アトラクション1『ラジオ体操』
- (10) 閉式通告
- (11) 役員・選手退場

第2部

- (12) アトラクション2「記録に挑戦『おおなわとび』」
- (13) アトラクション3「みんなでつなぐ『さわやかリレー』」

## 7 平成27年度市民総合スポーツ大会事業について

### ○市民総合スポーツ大会「スポーツ教室」の実施について(新規事業)

市民総合スポーツ大会は、市民の健康増進と体力の向上を図り活力に満ちた明るく豊かな市民生活の形成に寄与する事を目的に、市民誰もが参加できる大会として開催しているが、さらに市民のスポーツへの関心と参加意識を高めるためには、競技大会の開催だけではなく、そのきっかけづくりが大切である。

そこで、より多くの市民にスポーツに親しんでいただくために市民総合スポーツ大会の一環として各競技種目の「スポーツ教室」を実施するもの。

#### ①対象事業

- ・市民のスポーツへの関心を高め、市民スポーツの普及・振興を促進することを目的とし、市民誰もが気軽に参加できる教室であること。
- ・市民総合スポーツ大会の競技種目を主管する団体が実施する教室であること。
- ・営利を目的としない教室であること。

#### ②実施方法

- ・競技大会実施種目の「スポーツ教室」の開催を希望する団体は、教室の目的・事業計画等を事務局に提出する。
- ・教室名の前に「市民総合スポーツ大会」の冠を付す。
- ・教室終了後に事業報告書を提出する。

#### ③「市民総合スポーツ大会」事業として開催することの必要性等

##### 【市民】

- ・市民のスポーツへの関心を高めるきっかけとなる。
- ・より多くの市民がスポーツに親しむ機会となる。
- ・市民総合スポーツ大会の冠を付すことで市民により身近な事業となる。

##### 【競技団体】

- ・市政だより、協会ホームページなどへの掲載により広く広報できる。
- ・競技団体のPRにもなり、各競技の愛好者拡大につながる。
- ・市施設の使用料が免除される。

※なお、市民ゴルフ大会については平成26年度をもって事業を廃止する。